

令和 8 年 8 月 18 日
福祉保健部感染症対策・薬務課

「知事指定薬物」を新たに指定します

本日、「新潟県薬物の濫用の防止に関する条例」（以下「条例」という。）第 16 条の規定に基づき、県内において濫用又はそのおそれがある 4 物質を「知事指定薬物」に指定し、告示しました。

「知事指定薬物」を含む製品の製造、販売、所持、使用等は条例で禁止されており、違反すれば罰則の対象となります。

1 新たに知事指定薬物として指定する物質（構造式は別紙のとおり。）

- (1) (8R)-N, N-ジエチル-1-フェロセノイル-6-メチル-9, 10-ジデヒドロエリゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類（通称名：1 F e - L S D）
- (2) N, N-ジエチル-2-（2- { [4-（2-フルオロエトキシ）フェニル] メチル } -5-ニトロ-1H-ベンゾ [d] イミダゾール-1-イル）エタン-1-アミン及びその塩類（通称名：F l u e t o n i t a z e n e）
- (3) N, N-ジエチル-2-（2- { [4-（2-メチルプロポキシ）フェニル] メチル } -5-ニトロ-1H-ベンゾ [d] イミダゾール-1-イル）エタン-1-アミン及びその塩類（通称名：I s o b u t o n i t a z e n e）
- (4) N- [2-（5-メトキシ-1H-インドール-3-イル）エチル] -2-メチルプロパン-1-アミン及びその塩類（通称名：5-M e O - N i B T、5-M e O - i B T）

2 公布日及び施行日

- (1) 公布日：令和 8 年 8 月 18 日（火）
- (2) 施行日：令和 8 年 8 月 19 日（水）

3 県民の皆様へお願い

- (1) 「危険ドラッグ」は人体摂取すると、使用がやめられなくなったり、重篤な健康被害や事件・事故を引き起こしたりすることがあり、麻薬や覚醒剤と同様に大変危険な薬物です。絶対に人体摂取しないでください。健康被害が疑われる場合には、速やかに医療機関を受診してください。
- (2) 「知事指定薬物」を含有する製品をお持ちの方は、直ちに県感染症対策・薬務課に申し出て、その指示に従ってください。

<参考> 知事指定薬物

中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物のうち、県の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあると認められ、新潟県薬事審議会の意見を聴いて知事が指定するものです。

現時点での知事指定薬物は、今回指定した 4 物質のみです。

本件についてのお問い合わせ先

感染症対策・薬務課

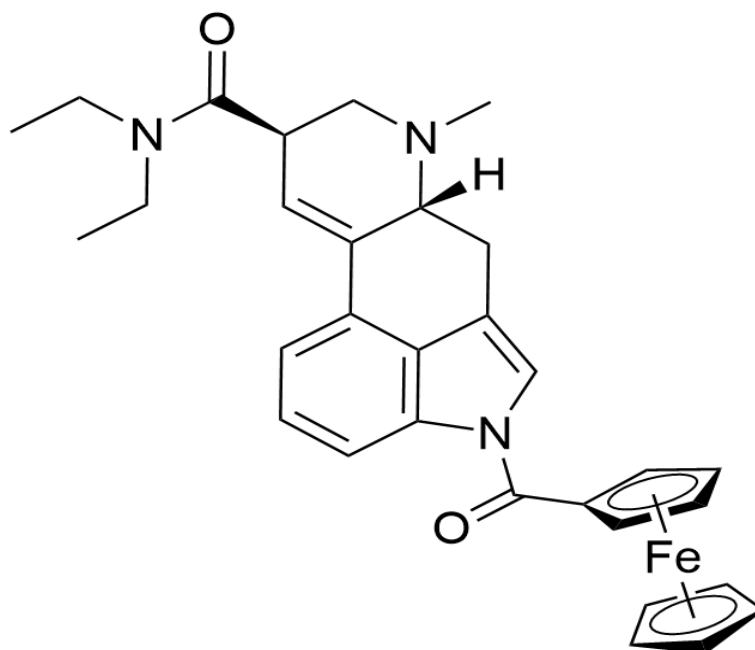
樋口課長補佐（直通）025-280-5783（内線）2542

大槻副参事（直通）025-280-5188（内線）2556

知事指定薬物として新たに指定する物質

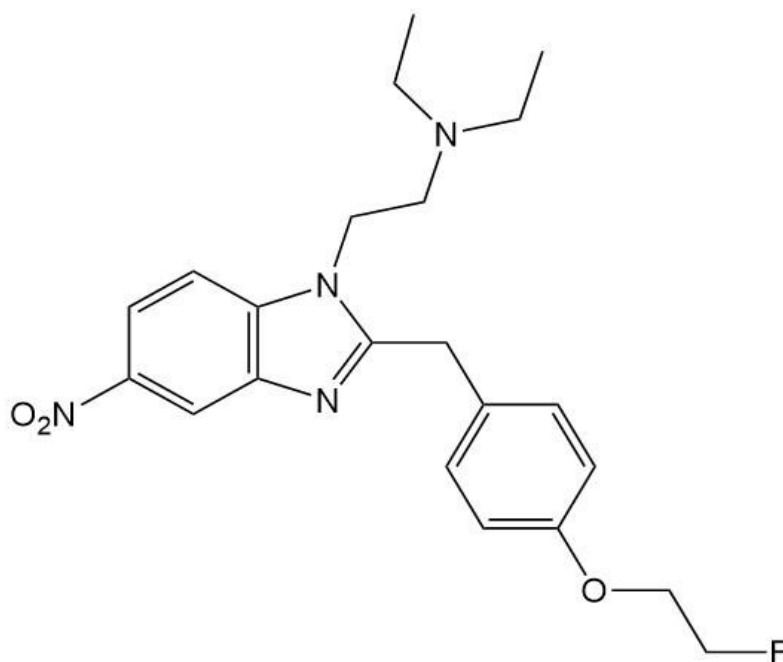
- (1) (8R)-N,N-ジエチル-1-フェロセノイル-6-メチル-9,10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類（通称名：1 F e -L S D）

構造式



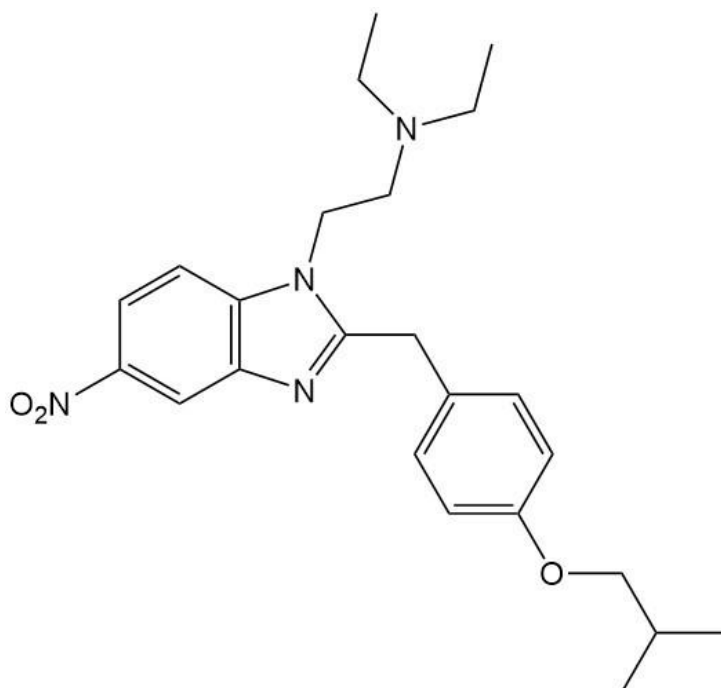
- (2) N,N-ジエチル-2-(2-{[4-(2-フルオロエトキシ)フェニル]メチル}-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル)エタン-1-アミン及びその塩類（通称名：F l u e t o n i t a z e n e）

構造式



- (3) N, N-ジエチル-2- (2- { [4- (2-メチルプロポキシ) フェニル] メチル} -5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル) エタン-1-アミン及びその塩類 (通称名: I s o b u t o n i t a z e n e)

構造式



- (4) N- [2- (5-メトキシ-1H-インドール-3-イル) エチル] -2-メチルプロパン-1-アミン及びその塩類 (通称名: 5-MeO-N i B T、5-MeO-i B T)

構造式

